

乳幼児・児童医療費の助成について(治療用装具購入に係るもの)

医師が治療上必要と認めた装具の購入に健康保険が適用されるようになっています。申請により購入金額の自己負担金を助成しています。

◆支給対象者

0歳～18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児および児童

◆支給の対象となるもの

医師が治療上必要と認めた医療機関の証明があるもの(ただし、健康保険が適用されるもの)

◆申請手続

子育て支援課または寺井・根上サービスセンターへ「医療費支給申請書」を提出してください。

◆添付書類

- *領収書(装具等の価格の内訳、対象児の名前が記入されたもの)
- *医師の装具等の診断書等の写し
- *加入している健康保険からの支給決定通知書の写し

※詳しくは、裏面にある申請の流れをご覧ください。

◎お問い合わせ先◎ 子育て支援課 (TEL0761-58-2232)

治療用装具等の乳幼児・児童医療費申請の流れ

① 医療機関受診



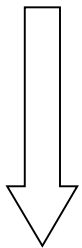
医師の治療用装具の診断書

② 装具作成



領収書（装具等の価格の内訳、対象児の名前が記入されたもの）

③ 市へ乳幼児・児童医療費申請

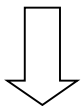


【乳幼児・児童医療費申請に必要なもの】

- ・医師の治療用装具等の診断書の写し
- ・領収書（装具等の価格の内訳、対象児の名前が記入されたもの）の写し

④ 健康保険へ申請

（装具作成代金を保険適用してもらうための申請です）



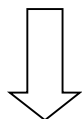
※申請方法はご加入の健康保険へお問い合わせください。

⑤ 健康保険から支給決定のお知らせがあります

（装具等の購入額の7～8割が健康保険から給付されます）



⑥ 市へ支給決定額の方かるものを提出



【必要なもの】

- ・加入している健康保険からの支給決定通知書の写し等

⑦ 市から給付決定額の振込

（装具等の購入額と健康保険からの支給額の差額が市から給付されます）

⑥までのお手続きをさせていただいてから、1～2カ月後の振込となります。通帳にてご確認ください。